規則

人事院総裁　一宮なほみ

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十月一日

人事院規則九―一七―一五七

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第一条関係） 一～二十二　（略） 二十三　文化庁			**別表第一**（第一条関係） 一～二十二　（略） 二十三　文化庁		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
内部部局	審議官	一種	内部部局	部長	一種
	課長	（略）		課長	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二十四～四十　（略）			二十四～四十　（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。